

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会



## 平成 29 年度 10 月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、10 月度の受付台数は 13,012 台で前年同月比 101.2%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 9 月月報にてお知らせした内容の再周知について

##### (1) 3(8)「外部への連絡装置」について

「定期検査業務基準書（2017 年版）」の発刊に伴い、外部への連絡装置(ロープ式 3(8)、油圧式 3(9)、段差解消機 4(6))の検査内容が改訂されましたので、ご承知置きください。  
(以下概略)

##### ○検査対象の解説

外部連絡装置を複数設けている場合は、すべて検査対象となります。なお、電話機には、電話回線を通じてかご内からかご外に連絡を行える装置一般を含みます。  
電話機については、保守会社等に外部連絡装置として設置させた場合は、検査対象となります。

##### ○検査方法の解説

外部連絡装置は、通常電源の場合と停電の場合との両方で確認する必要があります。  
電話機についても、必ず停電検査を実施してください。

##### ○判定基準の解説

次のような場合は要是正としてください。

- 1) 常時連絡可能ではないと考えられる場合
- 2) 停電検査を適切に実施していない場合
- 3) 複数の外部連絡装置を設けているが、すべての検査を行っていない場合
- 4) 外部連絡装置がシャッター等で覆われてしまう場所に設置されている場合

上記内容は、9 月月報でお知らせした内容ですが、「複数の外部連絡装置が設置されている場合」の検査や検査結果表への記載方法については、下記のとおりとします。

- ① 全ての外部連絡装置の検査を行なってください。
- ② 常時外部に連絡できる装置について検査結果表にて判定してください。
- ③ 検査結果表に記載した装置以外の装置の検査結果について特記事項欄へ「その他特記」として装置名及び検査結果をすべて記載してください。
- ④ 検査結果表に記載した外部連絡装置以外の装置で検査ができない場合は特記事項欄へ「その他特記」として検査ができなかった理由を記載してください。

(2) 4(14)「昇降路内の耐震対策」、6(12)「ピット内の耐震対策」の既存不適格について  
法改正に伴い、「既存不適格」へ判定変更しなければならない項目がありますが、4(14)「昇降路内の耐震対策」〔油圧式 4(16)〕、6(12)「ピット内の耐震対策」〔油圧式 6(11)〕については、前年度と変わりありません。新たに既存不適格と報告する必要のない項目です。  
協議会のホームページに「既存不適格一覧表」を掲載していますので、施行年月日等を確認のうえ判定してください。また、前年度報告誤りのため今回「既存不適格」へ変更して報告する場合は、必ず訂正文の記載を検査結果表の余白へ記入願います。

(3) 4(10)「ガイドレール及びレールブラケット」の既存不適格について  
4(10)「ガイドレール及びレールブラケット」の既存不適格の判定は、「機械室なし」エレベーターのみが該当します。油圧エレベーターの4(12)「ガイドレール及びレールブラケット」についても既存不適格の対象ではありません。  
「機械室なし」エレベーターについてのみ施行年月日に沿って既存不適格の判定を行ってください。

## 2. 2(3)「主索又は鎖」の指摘なしの場合の記入について

2(3)「主索又は鎖」の素線切れの判定基準、錆の判定基準及び錆びた摩耗粉の判定基準の記載において、指摘なしの場合は「ハ」と記載してください。「昇降機定期検査報告書 作成要領(2017年版)」のP19、P47、P71、P107に、「素線破断が1本の場合」として「該当する素線切れ判定基準(2-ハ)」と記載していますが、(一財)日本建築設備・昇降機センターの見解により指摘なしの場合は、「ハ」と記載する事となりました。

## 3. 要是正の場合の別添様式へ貼付の写真について

別添1様式、別添2様式は、指摘があった箇所等のすべての写真貼付が必要です。

(1)主索や鎖について、検査結果表に指摘があった主索No.をすべて記入するとともに、別添1様式へも検査結果表のとおり指摘があった箇所の写真を貼付してください。

(2)制御器等についても、指摘があったリレーのすべてを検査結果表に記載するとともに、別添2様式へも検査結果表に記載のとおり指摘があったリレーの写真を貼付し、撮影したリレーの名称がわかるように特記事項へ記載願います。

## 4. 年内受付最終日について

今年も残り2ヶ月となりましたが、協議会の年内受付最終日は平成29年12月26日(火)とさせていただきます。12月27日(水)から翌年1月4日(木)までに協議会へ到着の物件につきましては、平成30年1月5日(金)の受付とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上